

## 【高校生等奨学給付金について】

※昨年度までは**奨学のための給付金**という名前で案内していました。

### \*奨学のための給付金とは\*

教育費負担を軽減することを目的とした**返還不要の給付制度**です。

### ◎対象

以下のいずれかの条件に当てはまる方

- ① 7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している。
- ② 保護者等全員の住民税所得割額が0円。
- ③ 家計急変により、保護者等全員の住民税所得割額が非課税(0円)に相当する。

※①～③に該当し、**保護者等が兵庫県に住んでいる場合のみ対象**です。

### ◎給付額(年1回)

条件に応じて給付されます。

- ・生活保護(生業扶助)受給世帯・・・年額32,300円
- ・県民税市民税の所得割額の合計が0円の世帯
  - ・高校生(第1子)のいる世帯・・・年額110,100円
  - ・15歳以上(中学生除く)23歳未満の扶養されている兄弟・姉妹がいる世帯・・・年額141,700円
- ・家計急変により、保護者等全員の住民税所得割額が非課税(0円)に相当する世帯
  - ・高校生(第1子)のいる世帯・・・年額110,100円
  - ・23歳未満の扶養されている兄弟・姉妹がいる世帯・・・年額141,700円

※兄・姉がいても23歳以上や、働いている等で扶養されていない場合は、カウントしないでください。

### ◎申請

6月に全員に申請書を配付しました。(該当する方のみ提出)

家計急変分は、随時受け付けます。(給付額は、申請時期による)

通常分の高校生等奨学給付金と家計急変分と両方の申請はできません。

申請書と、課税証明書、健康保険証の写し、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書、家計急変の申立書等、世帯に応じた必要書類を提出していただきます。

10月～12月頃、受給者へ年額を一括振込予定です。

\*金額・条件等は令和3年度のものです。